

令和8年度浸水被害軽減対策測量調査業務委託

特記仕様書

令和8年度

高槻市都市創造部下水河川事業課

特記仕様書

1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書は令和8年度浸水被害軽減対策測量調査業務委託に適用し、作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号）及び、大阪府発行の測量業務共通仕様書等に準ずるものとする。

また、仕様書・指針等に記載の無い事項については、通知された市職員（以下「調査職員」という。）と協議の上決定する。

2. 業務の内容

(1) 委託場所

高槻市 桃園町ほか 地内（別紙位置図参照）

(2) 業務の目的

本業務委託は、高槻中排水分区における増補管の設計・施工における基礎資料として、シールド工事の影響範囲について路線測量のうち横断測量を行うものである。

(3) 業務の内容は、次のとおりとする。

① 測量業務…一式

・ 路線測量…4.17km

作業計画

横断測量

② 設計協議…一式

・ 業務着手時、中間打合せ（1回）、成果物納入時の計3回

3. 業務の指示及び監督

(1) 業務の受託者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、委託契約書に基づき、高槻市が別に定める調査職員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。

(3) 本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

4. 費用の負担

本業務の検査等に必要な資料は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

5. 法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

6. 中立性の保持

受注者は、常に測量業者としての中立性を保持するよう努めなければならない。

7. 守秘義務

受注者は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与・公表・使用してはならない。

8. 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づかなければならない。

9. 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

10. 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（道路使用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

11. 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、土木設計業務等委託契約書の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(着手時)

- (イ) 着手届
- (ロ) 管理技術者及び照査技術者届
- (ハ) 管理技術者及び照査技術者の経歴書
- (ニ) 管理技術者及び照査技術者の資格証等写
- (ホ) 業務工程表
- (ヘ) 下請負人（受注者）届出書
- (ト) 契約時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）
- (チ) 責任賠償保険（第三者損害保険）
- (リ) 業務委託内訳書
- (ヌ) 業務計画書
- (ル) 各種承諾書
- (ヲ) その他必要と認め指示したもの

(完了時)

- (イ) 完了届
- (ロ) 引渡書
- (ハ) 請求書

(二) 業務週報

(ホ) 完了時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）

(へ) その他必要と認め指示したもの

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

12. 配置技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者都合による管理技術者の履行期間途中での交代は、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、管理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めないものとする。その場合であっても、交代前後における管理技術者の技術力が同等以上に確保されるものとする。
- (3) 測量技術者
 - ① 主任技術者は、測量士の取得後、測量に関し、8年以上の実務経験を有する者とする。
 - ② 測量技師は、測量士の取得後、測量に関し、3年以上の実務経験を有する者とする。
 - ③ 測量技師補は、上記以外の測量士または測量士補の資格取得後、測量に関し、1年以上の実務経験を有する者とする。
 - ④ 測量助手は、測量に関し、1年以上の実務経験を有する者とする。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

13. 業務工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した業務工程表に従い、業務工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の業務工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進行を図るとともに、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
- (3) 受注者は、毎月末に測量の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。
- (4) 日程の都合上、祝日及び閉庁日等に測量を行う必要がある場合は、あらかじめ、その測量内容及び測量時間等について、調査職員の承諾を得なければならない。

14. 関係官公署及び関係機関等との協議

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行

い、その許可等を受けなければならない。

- (2) 受注者は、関係官公署及び関係機関等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

15. 地域住民との協調

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得なければならない。
- (2) 受注者は、地域住民等からの要望又は地域住民等と交渉があった場合は、遅滞なく調査職員へ申し出て、その指示を受け、誠意をもって対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。
- (4) 下請負人についても、前記の行為の内容について、十分監督指導しなければならない。

16. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

17. 内部通報に関する事項について

- (1) 受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者という」。）は該当業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第4条に基づき、その事実を本市に通報することができる。
- (2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

18. 測量等調査員証及び第三者の所有地への立入について

- (1) 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ測量等調査員証の交付を受け、これを常に携帯するとともに、当該土地所有者に事前に連絡し立入日時等を伝え了承を得た上で立ち入り、苦情等の無いように努めなければならない。なお、立ち入りの了承を受けた際は記録し調査職員に報告すること。
- (2) 測量等調査員証は受注者が作成し、調査職員へ提出するものとする。
- (3) 受注者は、立ち入り作業が完了した際には、すみやかに測量等調査員証を調査職員へ返却しなければならない。

19. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水路施設に損害を与えたときは、直ちに調査職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧に努めなければならない。
- (2) 受注者は、注意義務を怠ったことにより、万一第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うとともに、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

20. 安全管理

(1) 一般事項

- ① 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の未然防止に努め、労働安全衛生法等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。
- ② 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

(2) 安全教育

- ① 受注者は、従事者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図らなければならない。

(3) 労働災害防止

- ① 現場の業務環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、従事者の安全を図らなければならない。
- ② 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置しなければならない。

(4) 公衆災害防止

- ① 業務中は、常時、現場周辺の居住者通行人の安全、並びに交通の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じなければならない。
- ② 測量業務箇所には、必要に応じて交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行わなければならない。
- ③ 測量業務に伴う交通処理及び保安対策は、関係官公庁の指示に従い、適切に行わなければならない。
- ④ 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出しなければならない。

(5) その他

- ① 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従いただちに調査職員及び関係官公庁に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- ② 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに調査職員に届けなければならない。

21. 参考資料の貸与等

調査職員は、業務に必要な「令和7年度浸水被害軽減対策測量調査業務委託」の成果品、「高槻市内水準点測量成果表」、「基準点成果一覧表」等の業務の履行に必要な資料を、所定の手続によって貸与する。

22. 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

23. 成果品

提出図書は次により、提出しなければならない。

	図書名	縮尺	形状寸法・提出部数	提出時期
(1)	横断面図	1/250	〃	業務完了時
(2)	各種観測手簿・計算書		A4・2部	業務完了時
(3)	照査報告書		〃	業務完了時
(4)	打合せ議事録		〃	業務完了時
(5)	その他の資料		原稿一式	業務完了時
	その他の資料とは測量に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料とする			
(6)	上記図書の電子データ		CD-R 等	業務完了時

24. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。